岡三アセットマネジメント

投資信託説明書(交付目論見書)	使用開始日 2021年2月13日

米国中小型株オープン

追加型投信/海外/株式

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- **ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。**
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社から交付されます。ご請求された場合にはその旨をご自身で記録しておくようにして下さい。

委託会社 ファンドの運用の指図を行う者

岡三アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第370号
設立年月日:1964年10月6日　資本金:10億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額:13,759億円
(資本金、純資産総額は2020年11月末現在)

〈照会先〉
フリーダイヤル 0120-048-214
(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)
ホームページ https://www.okasan-am.jp

受託会社 ファンドの財産の保管及び管理を行う者

三菱UFJ信託銀行株式会社

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産（投資信託証券（株式 一般））	年2回	北米	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※商品分類及び属性区分の内容は一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でご覧頂けます。

- **この目論見書により行う米国中小型株オープンの募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年2月12日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2021年2月13日に生じております。**
- ファンドの商品内容に関して重大な約款変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は受託会社により保管され、信託法に基づき分別管理されております。

ファンドの目的

投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 以下の投資信託証券への投資を通じて、実質的に米国の中小型株式（DR（預託証券）を含みます。）およびわが国の公社債、短期金融商品に投資します。

- 米国成長株ファンドF（適格機関投資家専用）
  <運用会社>JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
  （投資対象とする「GIM米国成長株マザーファンド（適格機関投資家専用）」の投資顧問会社）
  J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク
- 日本マネー・マザーファンド

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社は、1799年の創業以来200年以上の歴史を有する世界有数の金融サービス会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニー傘下の資産運用部門J.P.モルガン・アセット・マネジメントの日本拠点です。
（2020年11月末現在）

J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク(所在地:米国ニューヨーク)は、J.P.モルガン・アセット・マネジメントに所属し、1984年2月に米国において設立された運用会社です。
（2020年11月末現在）

※J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。

DR（預託証券）とは

自国以外で株式発行会社の株式を流通させるために、その発行会社の株式を銀行などに預託し、その代替として自国以外で発行される証券をいいます。

2 投資にあたっては、主として、米国の中小型株式※の中から定量分析、定性判断を基に収益成長・株価の上昇が期待される銘柄を選定します。

※中小型株式とは「GIM米国成長株マザーファンド（適格機関投資家専用）」の運用の外部委託先（J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク）が中小型株式に該当すると判断する銘柄をいいます。

「GIM米国成長株マザーファンド（適格機関投資家専用）」のポートフォリオ構築プロセス

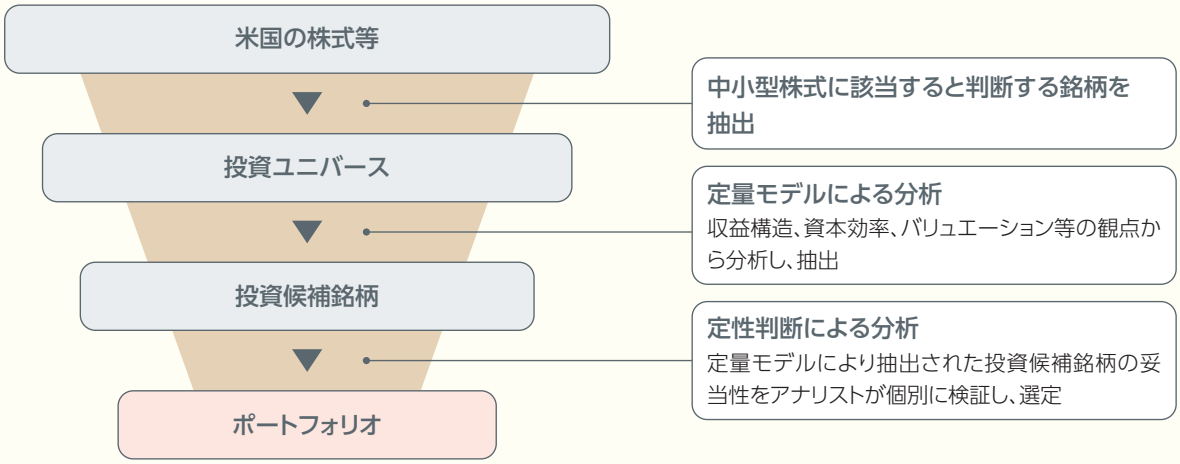

※ポートフォリオ構築プロセスは、変更になる場合があります。

3 米国成長株ファンドF（適格機関投資家専用）の組入比率は高位とすることを基本とします。

4 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

●ファンドの仕組み

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。
ファンド・オブ・ファンズ形式とは、他の投資信託に投資することにより運用を行う形式です。

●主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。

●分配方針

毎年5月17日および11月17日(それぞれ休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

- 分配対象収益の範囲は繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた配当等収益には、日本マネー・マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
- 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

●追加的記載事項

投資信託証券の概要

米国成長株ファンドF（適格機関投資家専用）	
運用会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
投資対象	「GIM米国成長株マザーファンド（適格機関投資家専用）」の受益証券を主要投資対象とします。マザーファンドの主要投資対象は米国の中小型株式に該当すると判断されるものとします。
運用方針	信託財産の中長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。
マザーファンドの投資態度	①収益性、成長性等を総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。 ②外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）については、為替ヘッジを行いません。
マザーファンドの外部委託先	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク
信託報酬	純資産総額×年率0.759%（税抜0.69%）

日本マネー・マザーファンド	
委託会社	岡三アセットマネジメント株式会社
投資対象	わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
投資態度	①わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。 ②邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時において信用格付業者等から第二位（A-2格相当）以上の格付を得ており、かつ残存期間が1年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。
信託報酬	ありません。

基準価額の変動要因

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
ファンドは、米国の株式等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

●主な変動要因

株価変動リスク
株式の価格は、発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

為替変動リスク
外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対する円高により、外貨建資産の円換算額は減少し、円安により、外貨建資産の円換算額は増加します。

流動性リスク
有価証券等の時価総額が小さく、または取引量が少ないとき、市況の急変、取引所の閉鎖等により、有価証券等の売買価格が通常よりも著しく不利な価格となることがあります。

信用リスク
有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となることがあります。

●その他の変動要因

カントリーリスク、金利変動リスク

※基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

リスクの管理体制

委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。
委託会社は、他の運用会社が運用の指図を行う投資対象ファンドについて、ファンド運営の適切性、運用の継続性等を確認したうえで投資を行うとともに、運用成績等に関するモニタリングを行っています。

（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2015年12月末～2020年11月末

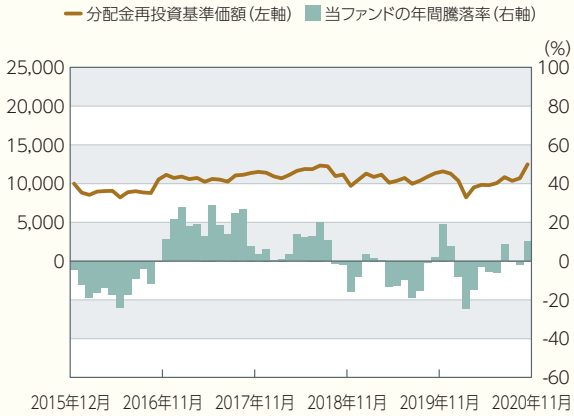

＊分配金再投資基準価額は、2015年12月末を10,000として指数化しております。
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
＊年間騰落率は、2015年12月から2020年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

2015年12月末～2020年11月末

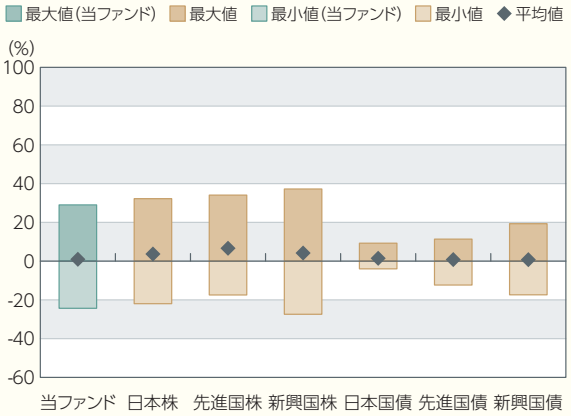

(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	29.0	32.2	34.1	37.2	9.3	11.4	19.3
最小値	△ 24.3	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値	0.9	3.7	6.6	4.2	1.5	0.8	0.8

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2015年12月から2020年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日　本　株	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）	MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

2020年11月30日現在

●基準価額・純資産の推移

2011年5月31日～2020年11月30日

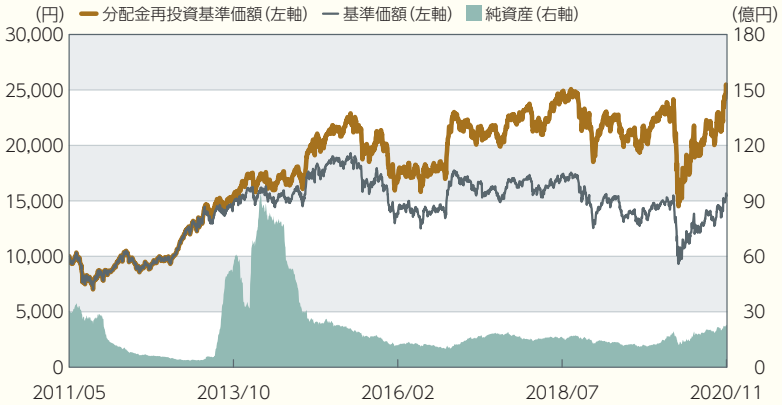

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。
※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●分配金の推移

2020年11月	500円
2020年 5月	100円
2019年11月	400円
2019年 5月	400円
2018年11月	500円
設定来累計	7,600円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

●主な資産の状況

組入ファンド

ファンド名	純資産比率
米国成長株ファンドF(適格機関投資家専用)	97.57%
日本マネー・マザーファンド	0.22%

組入上位銘柄

※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

GIM米国成長株マザーファンド(適格機関投資家専用)

銘柄名	国/地域	業種	純資産比率
DARLING INGREDIENTS INC	アメリカ	食品・飲料・タバコ	1.27%
CINEMARK HOLDINGS INC	アメリカ	メディア・娯楽	1.13%
TRI POINTE GROUP INC	アメリカ	耐久消費財・アパレル	1.13%
EMCOR GROUP INC	アメリカ	資本財	1.09%
WABASH NATIONAL CORPORATION	アメリカ	資本財	0.88%
AVAYA HOLDINGS CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	0.85%
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	アメリカ	資本財	0.78%
ARGAN INC	アメリカ	資本財	0.73%
RAMBUS INC	アメリカ	半導体・半導体製造装置	0.70%
PERSPECTA INC	アメリカ	ソフトウェア・サービス	0.70%

※比率はGIM米国成長株マザーファンド(適格機関投資家専用)の純資産総額に対する比率です。
※JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社のデータを基に岡三アセットマネジメントが作成しています。

●年間収益率の推移

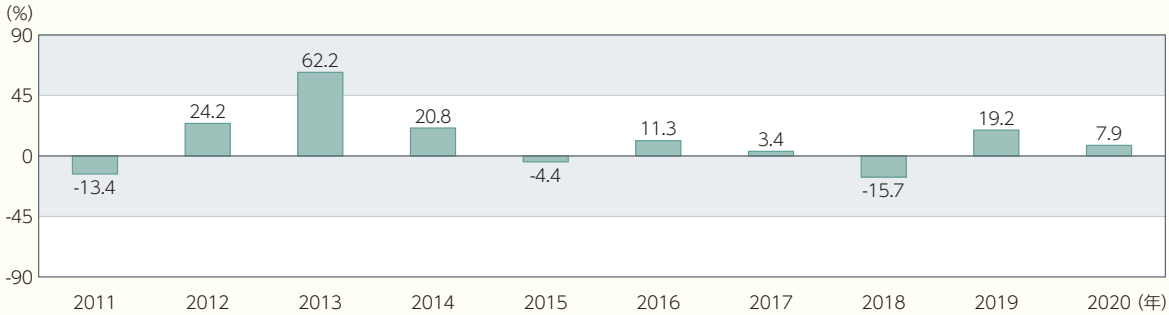

※ファンドにはベンチマークはありません。
※2011年はファンドの設定日から年末まで、2020年は11月末までの収益率を示しています。
※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

お申込みメモ

購入時	購入単位	販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
	購入代金	販売会社の定める期日までにお支払い下さい。 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
換金時	換金単位	販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
	換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社を通じてお支払いします。
お申込みについて	申込締切時間	原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。
	購入の申込期間	2021年2月13日から2021年5月13日まで
	換金制限	ありません。
	購入・換金申込不可日	以下に該当する日は、購入・換金申込の受付を行いません。 ・ニューヨークの取引所の休業日およびその前営業日
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	投資対象とする投資信託証券にかかる購入・換金申込の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することや、すでに受付けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。
その他	信託期間	2021年5月17日まで(2011年5月31日設定) ただし、投資者に有利である場合等は、信託期間を延長することがあります。
	繰上償還	受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発生した場合等には繰上償還となることがあります。
	決算日	毎年5月17日および11月17日(休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。
	信託金の限度額	300億円
	公告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.okasan-am.jp
	運用報告書	毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
	課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用はありません。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入金額(購入価額×購入口数)に、販売会社が独自に定める購入時手数料率を乗じて得た額 **購入時手数料率の上限は、3.3%(税抜3.0%)です。** 購入時手数料率は変更となる場合があります。 「米国中小型株オープン(3ヵ月決算型)」からのスイッチング(乗換え)により、同一の販売会社でファンドを買付ける場合には、購入時手数料の一部または全部の割引を受けられる場合があります。 詳しくは販売会社にご確認下さい。	ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。
信託財産留保額	**1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額×0.20%**	

投資者が信託財産で間接的に負担する費用					
運用管理費用(信託報酬)	ファンド	**純資産総額×年率1.1385%(税抜1.035%)**			
		配分	委託会社	年率0.400%(税抜)	委託した資金の運用の対価です。
			販売会社	年率0.600%(税抜)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
			受託会社	年率0.035%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
	投資対象とする投資信託証券	米国成長株ファンドF(適格機関投資家専用) 純資産総額×年率0.759%(税抜0.69%)			
	実質的な負担	**純資産総額×年率1.8975%(税抜1.725%)程度** 実質的な負担とは、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を含めた報酬です。なお、実質的な運用管理費用(信託報酬)は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。			
その他費用・手数料	監査費用:純資産総額×年率0.0132%(税抜0.012%)				
	有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産でご負担いただきます。また、投資対象とする投資信託証券に係る前記の費用等、海外における資産の保管等に要する費用を間接的にご負担いただきます。 ※運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。				

※運用管理費用(信託報酬)、監査費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。その他費用・手数料(監査費用を除きます。)はその都度、投資信託財産から支払われます。

※ファンドに係る手数料等につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

ご購入からご換金までの費用のイメージ

購入時手数料	運用管理費用(信託報酬) その他費用・手数料	信託財産留保額
販売会社に 直接お支払いする費用	投資信託財産から 間接的に負担する費用	換金代金から控除し 投資信託財産に留保する費用

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、2020年11月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

MEMO

当ページは目論見書の内容ではありません。

MEMO

当ページは目論見書の内容ではありません。

岡三アセットマネジメント